岡山商工会議所（以下甲という）と団体受験実施者（以下乙という）とは、甲が主催する「晴れの国おかやま検定」を円滑に運営するため、本管理規則に基づき双方誠意をもって遂行するよう努めることとする。

【団体受験の認定】

乙は甲に対し、受験申込期間内に「誓約書・実施届出書」及び「受験者名簿」の提出、専用の払込取扱票を用いて「受験料」の納付をする。

【試験問題等の配布・回収】

甲は乙に、試験前日までに届出のあった場所へ送付する。また、試験実施後、乙が甲宛に追跡可能な方法（書留郵便・宅配便など）で返送する。

【試験問題等の保管】

乙の試験担当者・関係者は、試験当日まで試験問題等を厳重に保管すること。実施直前まで他に開示、一切の情報を漏えいしてはならない。また、実施直前まで試験問題等を複写、他に転用してはならない。

【管理監督の義務】

乙は、受験者として予定している者が他の者と入れ替わって受験する等の不正がないよう受験者の管理監督を厳重に行うこと。

【受験票・認定証等の送付】

　　甲は乙の試験担当者宛に、受験者全員の受験票・認定証等を送付する。

【費用の負担】

会場料、解答用紙の返送料等費用の一切は乙が負担する。

【協議】

本規則に定めのない事項についての疑義は、甲乙協議のうえ解決する。

【不正が発覚した場合の措置】

　　不正が発覚した場合、当該受験者・企業・団体は失格または合格を取り消し、今後の受験を一切認めない。